

医政地発 0808 第 1 号  
医政研発 0808 第 1 号  
令和元年 8 月 8 日

各都道府県衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省医政局地域医療計画課長  
( 公 印 省 略 )  
厚生労働省医政局研究開発振興課長  
( 公 印 省 略 )

### 地域医療介護総合確保基金(医療分)に係る適切な予算執行の徹底について

地域医療介護総合確保基金は、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(平成元年法律第 64 号)第 6 条及び第 7 条の規定に基づき、都道府県が地域の実情に応じて、当該都道府県の地域における医療及び介護の総合的な確保のための事業を実施するための経費の全部又は一部を支弁するために消費税を財源として創設されたものであり、これまで厚生労働省においては、対象事業区分ごとの標準事業例を示し、政策目的に合った事業が実施されるようヒアリングや事業計画の審査等を通じて都道府県に助言等を行う一方、地域の実情や創意工夫を最大限尊重する観点から幅広く充当を認めてきたところです。

ただし、本基金は消費税という国民の直接的な負担を財源とする制度であり、本基金により実施する事業について、その適切性、効率性等を踏まえた運営を行うことは当然であることから、今般、本基金の適切な執行を徹底するため、本基金の財源を充当することが適切でない経費について、既にお示ししているものも含めて別紙のとおりリスト化して明示するとともに、各都道府県における令和元年度事業計画について不適切な充当に該当していないか確認させていただくことといたしました。

各都道府県におかれては、令和元年度に実施する予定である各事業ごとの事業計画が別紙 1 及び別紙 2 に示した項目に該当していないかについてチェックリストに記入いただき、令和元年 8 月 15 日までに厚生労働省医政局地域医療計画課まで御提出をお願いします。なお、今回提出いただいたチェックリストにより不適切な充当に該当していると判明した事業については事業申請ができないこと、事業計画案の事前調整で厚生労働省からの修正意見が反映されていない事業につきましては、個々の費目も含めて、厳正に審査を行い、事業計画として不適切である事業として計画案修正の調整を行うとともに、次年度の配分額に影響が生じる可能性があることを申し添えます。

また、「ICTを活用した地域医療ネットワーク基盤の整備」事業を申請する都道府県については、地域医療情報連携ネットワーク(以下「地連NW」という。)が、整備後、長期間活用されていないなどの実態がある旨の指摘を会計検査院から受けたことを踏まえ、地

連NWの有用性や費用内訳について把握することとしたので、資料（提出資料1）を併せてご提出ください。

なお、事業の効果についても定量的な評価指標を用いて評価を行うことを検討しており、詳細が決定次第、御連絡します。

## 地域医療介護総合確保基金（医療分）を財源とすることが不適切な事業

- ① 「ICTを活用した地域医療ネットワーク基盤の整備」事業にかかる地域医療情報連携ネットワークのランニングコスト等（詳細は別紙2参照）
- ② 三位一体改革で一般財源化された事業及び地方単独事業への単なる付替えとなる事業（留意事項通知第1、1（2）、配分方針2（3））
- ③ 他の国庫補助で措置されている事業（留意事項通知第1、1（2））
- ④ 診療報酬で措置されている事業（留意事項通知第1、1（2））
- ⑤ 施設整備及び設備整備等、特定の事業者の資産形成につながる事業であって、事業者負担を求めている事業（留意事項通知4（2））  
※都道府県立病院の事業の場合、基金からの支出とは別に、病院事業としての支出も必要となります。
- ⑥ 医師修学資金貸与事業において、医師修学資金チェックシートの要件をすべて満たしていない場合（配分方針2（4）、キャリア形成プログラム指針5）

※管理運営要領：「医療介護提供体制改革推進交付金、地域医療対策支援臨時特例交付金及び地域介護対策支援臨時特例交付金の運営について」（平成26年9月12日付け医政発0912第5号・老発0912第1号・保発0912第2号厚生労働省医政局長、老健局長及び保険局長連名通知（平成31年4月26日最終改正））別紙「地域医療介護総合確保基金管理運営要領」

※配分方針：「平成31年度地域医療介護総合確保基金（医療分）の配分方針等及び調査票等の作成について」（平成31年2月15日付け厚生労働省医政局地域医療計画課事務連絡）別添「地域医療介護総合確保基金（医療分）に係る平成31年度配分方針等について」

※留意事項通知：「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律に基づく都道府県計画及び市町村計画並びに地域医療介護総合確保基金の平成31年度の取扱いに関する留意事項について」（平成31年4月26日付け医政地発0426第2号・老高発0426第2号・老振発0426第1号・保連発0426第1号厚生労働省医政局地域医療計画課長、老健局高齢者支援課長、老健局振興課長及び保険局医療介護連携政策課長連名通知）

※キャリア形成プログラム指針：「キャリア形成プログラム運用指針について」（平成30年7月25日付け医政発第0725第17号厚生労働省医政局長通知）別紙「キャリア形成プログラム運用指針」

## 「ICT を活用した地域医療ネットワーク基盤の整備」事業に対する地域医療介護総合確保基金の充当に関する整理

地域医療介護総合確保基金（以下「基金」という。）の「ICT を活用した地域医療ネットワーク基盤の整備」の事業費に対する基金財源の充当の可否については、当該事業が地域医療構想の実現に資する事業であることを前提として、以下の整理に従うものとする。

### I 基金の使途区分による整理

#### （１）地連NWの構築費用（イニシャルコスト）

基金の対象として認める。例としては以下①～⑤のとおり。

- ① 地連NWのデータセンターにおけるサーバー等の構築費
- ② 各医療機関における開示用サーバーの構築費
- ③ 各医療機関における情報連携用の SS-MIX サーバーの構築費
- ④ 回線の構築費
- ⑤ セキュリティ対策構築費

※ネットワークの手段としてタブレット端末等を導入する場合があるが、診療情報等の情報共有を目的として使用する場合にのみ基金の対象として認めるものとする。したがって、導入した端末が、診療に関わるもの以外のネット閲覧、ゲームアプリのダウンロード等が可能である場合は基金の対象として認められない（端末の機能としてこれらの操作が可能な場合は、端末に利用制限をかける、運用ルールを定め利用者間で厳守する等の制限を行うことにより、基金の対象として認められる。）。

#### （２）地連NWの更新費用（リプレースコスト）

地連NW（上記（１）①～⑤）の更新に係る費用については、事業の目的が、当該地連NWの機能の追加や見直しであり、それらの目的を実現するための手段としてサーバーの更新も含まれる場合に基金の対象として認める。

#### （３）各医療機関に設置している電子カルテや部門システム（病院情報システム）は、各医療機関自らの利便性向上や利益に資するものであり、基金の対象とは認めない。例としては、以下①～④のとおり。

- ① 各医療機関の電子カルテ導入・更新費用（人件費を含む）
- ② 各医療機関の院内部門システム導入・更新費用（人件費を含む）
- ③ 各医療機関の電子カルテ保守料
- ④ 各医療機関の院内部門システム保守料

#### （４）地連NWの維持費（ランニングコスト）

基金の対象とは認めない。例としては、以下①～⑨のとおり。

- ① 地連NWのデータセンターにおけるサーバー等の保守料
- ② 各医療機関における開示用サーバーの保守料

- ③ 各医療機関における情報連携用の SS-MIX サーバーの保守料
- ④ 回線の保守料
- ⑤ 運営主体人件費（給与、手当、共済費、賃金等）
- ⑥ 運営主体事務局経費（家賃、光熱水費等）
- ⑦ 普及啓発のための経費（宣伝費）
- ⑧ 需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費等）
- ⑨ 諸謝金・旅費

【例外措置】⑤～⑨については、立ち上げ時には会費収入がないことを踏まえ、立ち上げ初年度に限り、地連NWの構築費用（イニシャルコスト）として基金の対象と認める。

## II 基金の補助対象者による整理

開設主体が同一の法人である施設間に限定した医療情報連携のための費用については、当該情報連携は当該法人のみに裨益するものであることから、基金の対象とは認めない。

## III 激変緩和措置

(1) 上記Iの(4)①～⑥の経費については、以下の激変緩和措置を設ける。

① 令和元年度中の当該地連NWの会員施設からの会費収入による自立的な運営が困難な場合には、令和元年度から令和3年度に限り、基金の対象として認める。

② ただし、令和2年度に基金の対象として認められる金額は、令和元年度に激変緩和措置として認めた金額の2/3以下とする。令和3年度に基金の対象として認められる金額は、令和元年度に激変緩和措置として認めた金額の1/3以下とする。

③ 激変緩和措置を申請する場合には、提出資料1の理由記載欄(1)に、地連NWの会費収入による自立的な運営を実現するための、会費収入の増加や支出の削減に係る具体的な改善計画を記載すること。具体的な改善計画がない場合には、激変緩和措置は適用されないので留意すること。

また、初年度に激変緩和措置が適用された場合であっても、改善計画に沿った対応を行っていない場合には、次年度以降、激変緩和措置は適用されないので留意すること。

(2) 上記Iの(4)⑦～⑨の経費については、以下の激変緩和措置を設ける。

① 令和元年度に限り、既に成立している各都道府県予算や既に行われている各地域での取組状況等を踏まえ、基金からの支出がやむを得ず必要な場合には、基金の対象として認める。

② 激変緩和措置を申請する場合には、申請理由を詳細に確認するため、提出資料1の理由記載欄(2)に理由を記載すること。